

令和6年度第2回通常総会
令和7年2月25日(火)

議案第1号
別冊

第3期中期経営計画(案)
(令和7年度～令和9年度)

～ 質の高いサービスを提供できる組織をめざすために ～

令和7年2月

宮城県国民健康保険団体連合会

(凡例)

本会・・・・・・・・・・宮城県国民健康保険団体連合会

国保中央会・・・・・・・・国民健康保険中央会

広域連合・・・・・・・・宮城県後期高齢者医療広域連合

支払基金・・・・・・・・社会保険診療報酬支払基金

KDBシステム・・・・国保データベース（KDB）システム

第三者行為求償事務・第三者行為損害賠償求償事務

BCP・・・・・・・・業務継続計画

ISMS・・・・・・・・情報セキュリティマネジメントシステム

目 次

第 1 章 中期経営計画策定の趣旨	1
・ 中期経営計画（第 2 期：令和 2 年度～令和 6 年度）の振り返り	
第 2 章 保険者・国保連合会を取り巻く情勢の変化	2
1 少子高齢化の更なる進展	
2 医療費・介護費等の増大	
3 審査支払機関改革への対応	
4 データヘルス改革の推進	
5 医療・介護DXへの対応	
第 3 章 国保連合会のめざす方向	6
1 国保連合会のめざす方向	
2 重要施策	
3 計画期間	
第 4 章 具体的方策	7
1 医療費等の適正化の推進	
2 保険者支援の充実・強化	
3 安定的なシステム運用及びシステム更改・クラウド化に向けた対応	
4 新たなニーズに伴う業務対応	
5 効果的で安定した組織基盤の確立・強化	
第 5 章 中期経営計画の推進体制	12
1 組織的な計画の進捗管理及び評価の実施	
2 PDCA サイクルによる改善	

第1章 中期経営計画策定の趣旨

・ 中期経営計画（第2期：令和2年度～令和6年度）の振り返り

本会は、安定的な国保制度の維持に極めて重要な役割を果たしており、平成30年度からの新国保制度の施行（都道府県単位化）、マイナンバー制度への対応、ビッグデータの活用等、大きな変革を迎える状況の中、保険者に対し高いレベルのサービスを提供できる組織としての役割を発揮し、国民皆保険制度の維持を支え、安心して健やかに暮らせる宮城県を築く一助となることを目的に第1期中期経営計画（平成29年度～令和元年度）を策定した。

その後、第1期計画の取組結果及び国保連合会を取り巻く状況の変化を踏まえ、第1期計画で掲げた「市町村、保険者及び広域連合に対し質の高いサービスを提供できる組織としての役割を発揮し、医療保険制度等の維持を支え、安心して健やかに暮らせる宮城県を築くための一助となる」ことに継続して取り組むため、第2期計画（令和2年度～令和6年度）を策定し、以下の具体的方策の実現に努めてきたところである。

【第2期中期経営計画（令和2年度～令和6年度）】

重要施策	具体的方策
Ⅰ 審査支払業務の更なる充実強化と効率化に向けた取組	1 精度の高い適正な審査
	2 審査支払業務の効率的な推進
	3 国保総合システムの安定的な運用及び次期国保総合システムの円滑な導入
Ⅱ 新たな保険者ニーズへの取組	1 共同処理による保険者支援の取組
	2 介護保険事業関係業務の取組
	3 障害福祉サービス費等に係る審査支払事務の効果的・効率的な実施
	4 特定健診等データ管理システムの円滑な運用
	5 保健事業支援の充実・強化
	6 広報事業の充実・強化
Ⅲ 効率的で安定した組織基盤の確立	1 経費節減と安定財源確保の取組
	2 会計の透明性の確保
	3 組織の活性化と人材育成
	4 情報セキュリティ対策と危機管理体制の取組

第2期中期経営計画は、中間年度である令和4年度に計画の進捗状況や本会を取り巻く状況の変化を踏まえた計画の見直しを行うとともに、定期的な事業進捗状況の確認等により、令和2年度から令和6年度までに計画した事業は、概ね予定どおり実施することができた。

今後も、国が進める審査支払機関改革に加えて、データヘルス改革や医療費適正化の取組の推進、医療・介護・母子保健DXなどのデジタル化の進展に的確に対応するとともに、第3期宮城県国民健康保険運営方針、第8次宮城県地域医療計画、第3次みやぎ21健康プラン、第9期みやぎ高齢者元気プラン等、宮城県の医療・保健・介護・障害福祉分野に

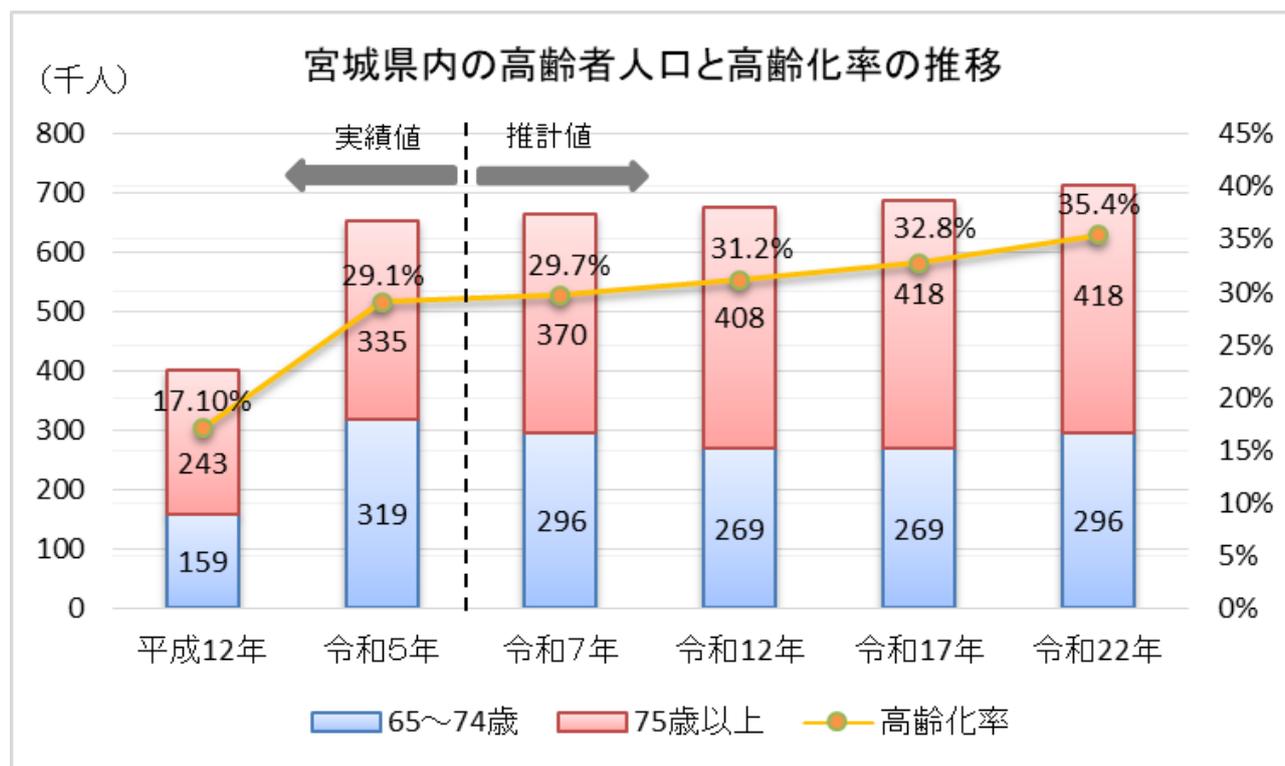
おける各種計画を踏まえ、令和7年度以降の運営方針となる第3期中期経営計画（めざす方向）を新たに策定し、その実現に向けた取組を計画的に遂行する。

第2章 保険者・国保連合会を取り巻く情勢の変化

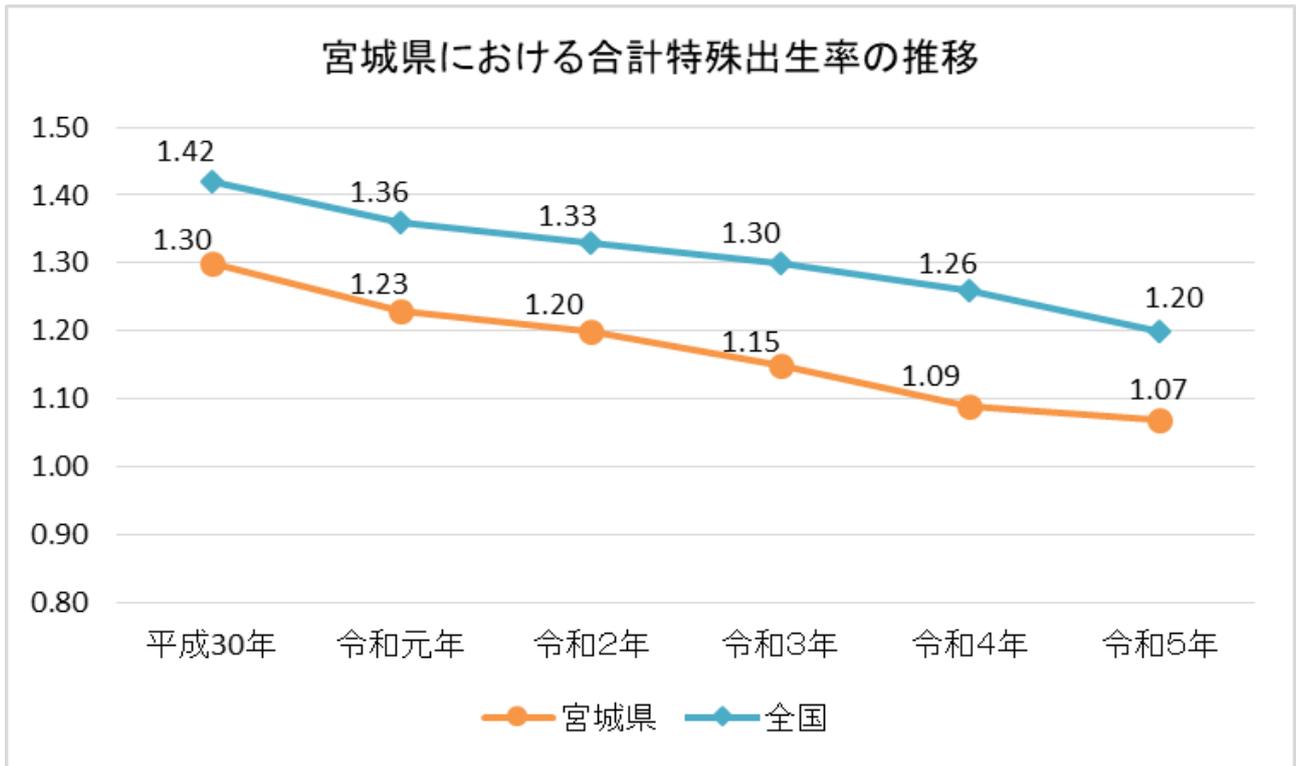
1 少子高齢化の更なる進展

宮城県の高齢化率は令和5年3月末現在 29.1%であるが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和17（2035）年には32.8%に達し、県民の3人に1人が高齢者になると見込まれている。また、宮城県の合計特殊出生率は全国平均よりも低く、減少傾向にあり少子高齢化が進展している。

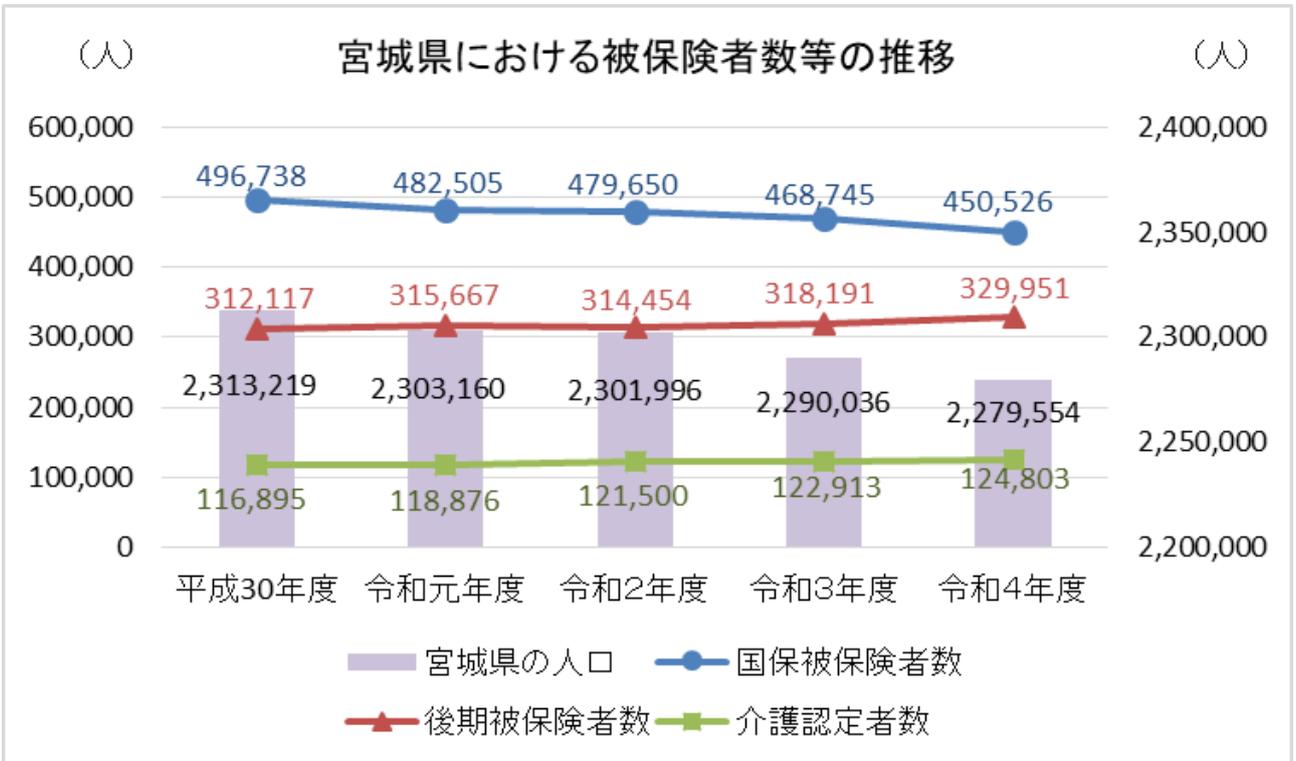
また、少子高齢化の進展や被用者保険の適用拡大等により、国保の被保険者数は減少傾向が続いている。一方、後期高齢者被保険者数については、団塊ジュニア世代が75歳以上となる令和32（2050）年まで増加することが予想されているとともに、介護認定者数についても要支援・要介護の状態になるおそれが高いとされる後期高齢者（75歳以上）数が徐々に増加することにより、令和22（2040）年度まで要支援・要介護認定者数及び認定率は伸び続けていくことが見込まれている。



出典：第9期みやぎ高齢者元気プラン



出典：宮城県 HP「人口動態統計（確定数）の概要」



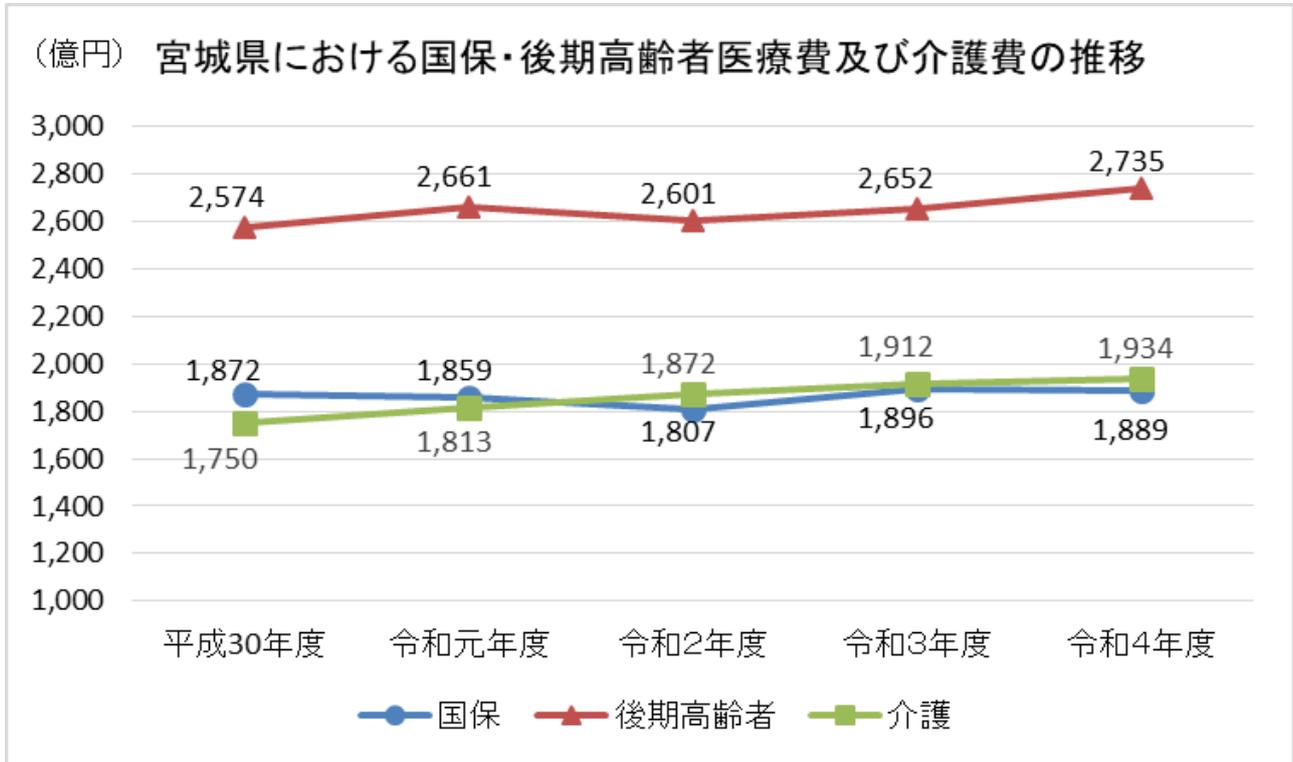
出典：国民健康保険・後期高齢者医療事業年報、介護保険事業状況報告年報（3月末現在）、宮城県HP「推計人口の推移（10月末現在）」

2 医療費・介護費等の増大

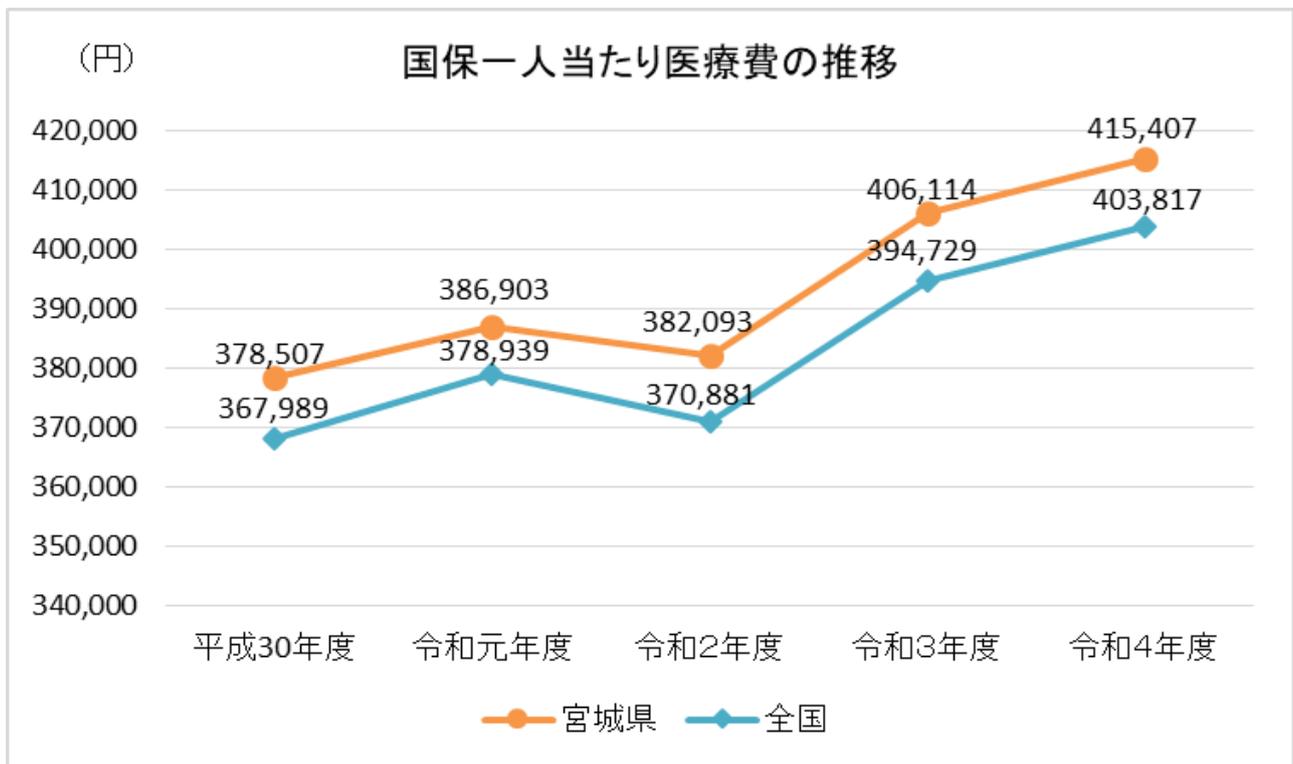
宮城県の国保被保険者数は減少しているものの、国保医療費総額は横ばいの傾向が見られる。

一方で、後期高齢者医療は、被保険者数と医療費総額ともに増加の傾向が見られる。また、介護費等の総額についても、高齢化の進展により、増加傾向にある。

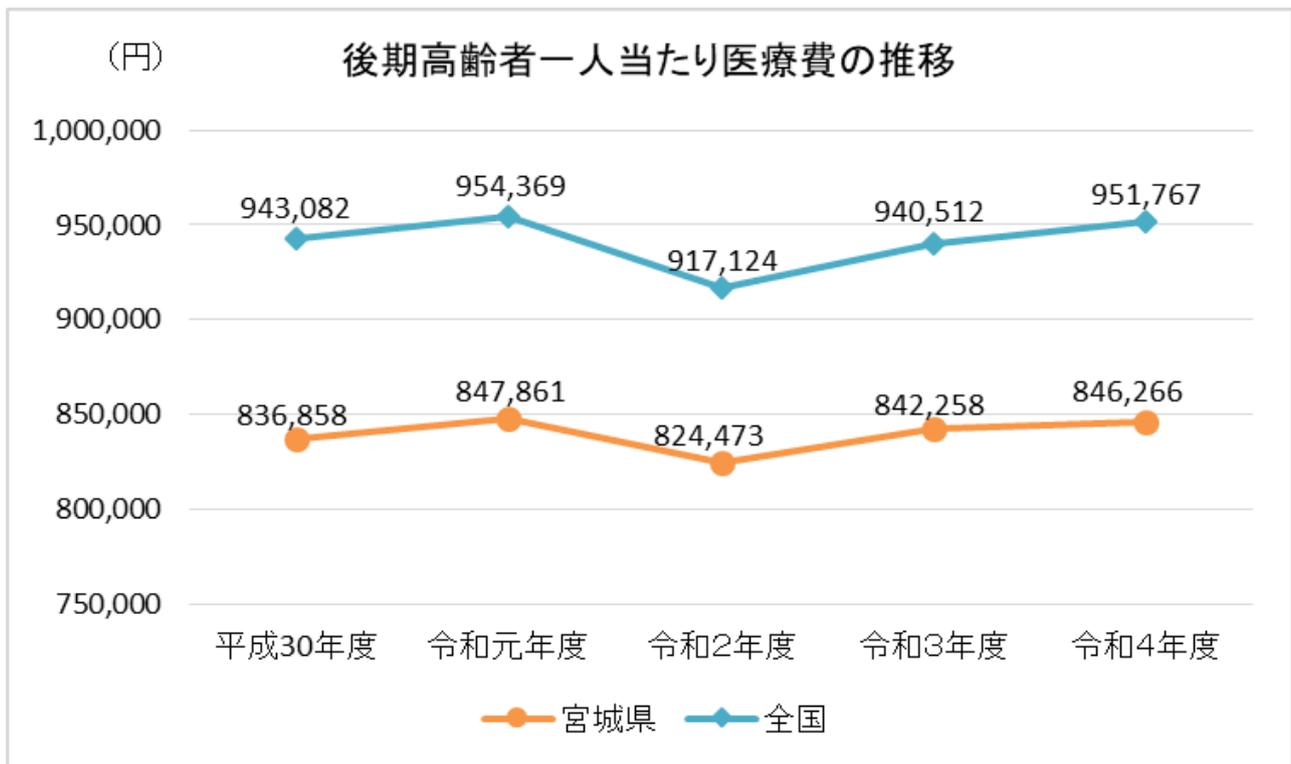
なお、1人当たり医療費については、高齢化率の上昇や医療技術の進展等により、国保・後期高齢者ともに、令和2年度の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を除き、増加傾向が見られる。



出典：国民健康保険・後期高齢者医療事業年報・介護保険事業状況報告年報



出典：国民健康保険事業年報



出典：後期高齢者医療事業年報

3 審査支払機関改革への対応

令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、厚生労働省は、令和2(2020)年9月に、有識者で組織する「審査支払機能の在り方に関する検討会」を設置し、「審査結果の不合理的な差異の解消」と「支払基金と国保中央会・国保連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現」についての議論の結果を受けて、令和3(2021)年3月に厚生労働省・支払基金・国保中央会の三者連名で、「審査支払機能に関する改革工程表」を公表した。

現在は、「審査結果の不合理的な差異の解消」に向け、コンピュータチェックや審査基準の統一化に向けた取組や「支払基金と国保中央会・国保連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現」のため、支払基金及び国保中央会の審査・支払領域の共同開発・共同利用に向けた取組を進めているところである。

今後は、国保総合システムのクラウド化に伴う保険者共同処理系の最適化等を行い、保守・運用費用の削減を実現することとしている。

4 データヘルス改革の推進

国は、令和3(2021)年10月から稼働を開始したオンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の仕組みを活用し、今後、「データヘルス改革に関する工程表」に基づき、電子処方箋管理サービスをはじめとして様々な取組を行うこととしており、国保連合会・国保中央会は支払基金とともに、医療保険情報提供等実施機関として当該取組への対応が求められている。

さらに、令和4(2022)年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」等において、保険医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の令和5(2023)年度からの原則義務化をはじめ、「全国医療情報プラットフォームの創設」「電子カルテ情報の標

準化」「診療報酬改定D X」や「柔道整復療養費におけるオンライン請求導入の検討」等の推進が掲げられており、国保連合会・国保中央会は必要な対応を求められている。

5 医療・介護D Xへの対応

国においては、医療D X推進本部が設置され、令和5（2023）年6月には「医療D Xの推進に関する工程表」を策定し、各施策の業務を担う主体を定め、その施策を推進していくこととされた。

この医療D Xの柱の一つである「全国医療情報プラットフォームの創設」は、オンライン資格確認等システムの基盤を活用することとされており、国保中央会においては、医療保険者等向け中間サーバーやオンライン資格確認等システムの保守運用に携わっている。

また、医療・介護D Xにより、ペーパーレス化を進め、電子情報の共有により業務の効率化の実現をめざすこととしており、本会も一部業務を担うこととなっている。

第3章 国保連合会のめざす方向

1 国保連合会のめざす方向

宮城県の市町村、保険者、広域連合及び国保連合会を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、第2期中期経営計画における評価を踏まえ、今後の重要施策を第3章2のように定め、具体的方策に掲げた目標の実現に向けて計画的に取り組み、宮城県の市町村、保険者及び広域連合が実施する医療・保健・介護・福祉業務を総合的に支援し、質の高いサービスを提供できる組織をめざす。

2 重要施策

重要施策	具体的方策
1 医療費等の適正化の推進	(1) 審査支払機関改革に基づいた審査支払業務の適正な実施に向けた取組
	(2) 介護給付適正化の推進
	(3) 第三者行為求償事務の取組強化
2 保険者等支援の充実・強化	(1) 保険者等事務支援の充実・強化（保険者共同処理含む）
	(2) 保健事業の支援（国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進）
	(3) 広報事業の推進
3 安定的なシステム運用及びシステム更改・クラウド化に向けた対応	(1) 安定的なシステム運用に向けた取組
	(2) システム更改・クラウド化に向けた対応
	(3) セキュリティ対策維持・強化及び危機管理体制の取組
4 新たなニーズに伴う業務対応	(1) 医療D X等国からの要請に対する対応
	(2) 介護情報基盤整備に対する対応
5 効果的で安定した組織基盤の確立・強化	(1) 効果的な組織体制の構築（人材育成、業務のデジタル化等による経費節減）
	(2) 安定的な財政運営及び適切な会計管理

3 計画期間

令和8（2026）年度以降には、予防接種・母子保健のデジタル化及び医療保険における地単公費の現物給付化に係る共通算定モジュールの稼働が開始されるとともに、令和10（2028）年度には、医療系システムの根幹をなす国保総合システムの機器更改（支払基金との審査支払システムを最大限に効率化したシステムの共同利用）が予定されるなど、医療・介護DXの推進をめぐる動き等、今後の本会を取り巻く状況は大きく変化していく。

このことから、令和6年度時点において、新たな業務の内容や本会の財政運営に大きく影響するシステム関連経費の長期的な見通しを立てることが困難であるため、計画期間を全国の国保連合会が共通で使用するシステムの開発元である国保中央会が策定した「国保中央会システム計画」と整合性を図ることとし、令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの3年間の計画とする。

第4章 具体的方策

1 医療費等の適正化の推進

（1）審査支払機関改革に基づいた審査支払業務の適正な実施に向けた取組

【審査管理課・審査業務課】

- ・ 質の高い審査事務共助ができる職員の育成のため、事務処理能力の向上を目的とした研修を実施し、審査委員がより医学的内容に係る審査に専念することができる審査体制を整備する。
- ・ 全国統一のコンピュータチェックについて、効果的・効率的な処理を行うとともに、適正な処理を実施するため補助情報を拡充する。
- ・ 可視化レポートにより、全国共通の取決め事項に従って処理されていない事例について調査・分析し、審査結果の不合理的な差異を解消する。

（2）介護給付適正化の推進

【介護保険課】

- ・ 介護給付の適正化に資するため、宮城県の「第6期宮城県介護給付適正化取組方針（介護給付適正化計画）」に基づき、宮城県と連携し、関連帳票の出力内容を精査するとともに、適正化システム等研修会を開催し、本会から提供している適正化関連帳票の解説や分析システムの操作説明を行うことにより、保険者における介護給付適正化事業を効果的に実施することができるよう支援する。

（3）第三者行為求償事務の取組強化

【財務課】

- ① 第三者行為求償事務による医療費及び介護給付適正化を推進し、保険財政安定化に寄与するため、保険者支援を次のとおり実施する。
 - ・ 研修会や個別支援により基本的知識及び専門知識を伝達する。
 - ・ 国保総合システムを活用した求償案件の掘り起こしを実施する。
 - ・ 介護保険の求償に係る研修会及び第三者行為求償突合リストの活用などにより介護保険担当者の求償事務を支援する。
 - ・ 自動車事故のほか、あらゆる第三者行為に関する求償を推進する。
- ② 宮城県との共催による研修会を開催し、求償該当候補レセプトの抽出やその他

助言等を行うことにより、求償事務の重要性について理解を深めていただくとともに、併せて保険者努力支援制度における市町村取組評価指標の達成に向けた支援を行う。

2 保険者支援の充実・強化

(1) 保険者等事務支援の充実・強化

【審査管理課・情報管理課・介護保険課】

① レセプト点検関連事務支援

保険者に対するレセプト点検関連事務の支援として、次の取組を実施する。

- ・ 診療（調剤）報酬点数表に基づく保険診療情報を提供する。
- ・ 説明会等の開催と保険者への再審査事務（点検）に関する業務支援を行う。
- ・ 医療と介護の給付調整を効率的かつ正確に実施するための支援を行う。

② 保険者共同電算処理業務支援

- ・ 令和7年度末までに市町村の国民健康保険システムが標準化される予定であることから、システムの標準化に関する保険者支援を実施する。また、保険者事務共同電算処理業務のノウハウ及び実績を活用し、各種事務に関して保険者説明会及び保険者個別支援等により積極的に支援を実施する。

③ 介護保険・障害者総合支援に関する支援

- ・ 介護保険については、保険者担当者が円滑に保険者事務を行えること、また、各種業務を行う上での留意点等を説明することで介護保険事務の理解を深めることを目的として、保険者事務の効率化を図るために導入している「新保険者支援システム」について実機を使用した研修会を行うとともに、保険者の要望に応じた個別支援を実施する。
- ・ 介護報酬等のインターネット請求及びケアプランデータ連携システムの利用を促進し、審査支払業務の安定化を図ることで、保険者事務の効率化を支援する。
- ・ 障害者総合支援については、市町村担当者が業務理解を深め、円滑に事務処理を行うことができることを目的に、担当者研修会や市町村への個別支援を実施する。あわせて、宮城県及び市町村から提出されている各種台帳情報に係るエラー事例に関する原因や対処方法等について取りまとめている事務処理マニュアルを随時更新し提供する。

(2) 保健事業の支援（国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進） 【事業推進課】

- ・ 保健事業支援・評価委員会を活用し、全ての保険者がPDCAサイクルに基づいた効果的・効率的な保健事業を実施することができるよう支援する。
- ・ 保険者が効果的・効率的な保健事業を実施できるよう研修会を開催する。
- ・ 保険者が健康課題の抽出、課題解決に向けた事業の立案、評価方法の選定等に活用することができるデータを提供する。
- ・ KDBシステムの操作技術の習得を目的とした研修会及び個別支援を実施する。
- ・ 特定健診受診率の向上を目的とし、特定健診受診率向上支援事業を実施する。
- ・ 保健事業を担当する国保連合会職員に求められる専門知識の習得を目的とした計画的な人材育成を行う。

(3) 広報事業の推進

【事業推進課】

- ・ 国保制度、健康づくり、国の施策等の啓蒙活動及び国民健康保険料（税）の収納率向上対策を目的にパンフレット・ポスター及び広報グッズを作成する。

3 安定的なシステム運用及びシステム更改・クラウド化に向けた対応

【事業推進課・情報管理課・介護保険課】

(1) 安定的なシステム運用に向けた取組

国保中央会及び運用委託電算会社との連携を強化し、システムの改修並びにバージョンアップ等を確実に実施することにより、安定的なシステム運用を行う。また、システムバージョンアップ等に関して保険者等への周知が必要となった場合は、保険者等担当者が理解しやすい説明を行い、円滑な運用に繋げる。

(2) システム更改・クラウド化に向けた対応

国保総合システム（令和6年1月）及び国保情報集約システム（令和6年3月）において、クラウド化へ移行を実施したが、今後、他のシステムにおいてもクラウド化への移行を予定している。（「システム更改予定」参照）

本会では、国保中央会及び委託電算会社と連携を図りながら、移行及び移行後の安定稼働に向け確実に準備を進める。

【システム更改予定】

システム名	更改時期
介護保険審査支払等システム	令和7年5月予定
障害者総合支援給付審査支払等システム	令和7年5月予定
後期高齢者医療請求支払システム	令和7年度末予定
特定健診等データ管理システム	令和8年度予定

(3) セキュリティ対策維持・強化及び危機管理体制の取組 【総務課・情報管理課】

①セキュリティ対策維持

平成28年度に初回認証を取得したISMSについては、認証を継続の上、高度な情報セキュリティ対策を実施し、保険者及び関係者等が安心して業務を委託できる体制の維持を図る。また、本会に設置している情報セキュリティ委員会を中心に協議・検討を行い、ISMSの継続的な改善及び更なる職員のセキュリティに関する意識の向上に努める。

②危機管理体制の取組

本会が実施している医療・介護等の審査支払業務については、災害等の発生に伴い業務活動が長期間停止した場合、保険者・医療機関・関係組織等の運営に大きな支障をきたす恐れがあることから、平成31年1月に策定した業務継続計画（BCP）に基づき、本会に設置している業務継続計画策定検討会を中心に、定期的な計画の見直し及び計画に基づいた各種訓練を実施し、危機管理体制の維持・強化を図る。

4 新たなニーズに伴う業務対応

(1) 医療DX等国からの要請に対する対応

【審査管理課・情報管理課】

① 地単公費現物給付化対応

国が進める診療報酬改定DXの取組として、自治体区域の内外における地単公費の現物給付化の推進がされており、各医療機関等における請求事務の簡素化・効率化を図るため、医療保険・国公費・地単公費ともに併用レセプト請求方式に統一することとされている。

国保総合システムでは、令和6年度中に地単公費全体に対応するための改修を実施の上、先行実施する自治体の対応を行うとともに、令和8年度以降、共通算定モジュールが稼働した後の対応など、運用に係る各種準備を確実に実施し、円滑な業務実施に繋げる。

② 予防接種デジタル化への対応・母子保健デジタル化への対応

国が進める医療DXの取組として、予防接種デジタル化及び母子保健デジタル化を予定している。各デジタル化の対応として、国保中央会において、厚生労働省からの依頼に基づきシステム開発の上、請求支払業務を各都道府県国保連合会が受託する予定であることから、運用に係る各種準備を確実に実施し、円滑な業務実施に繋げる。

【医療DX関連の新規業務予定】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地単公費現物給付化対応		先行実施	順次現物給付拡大	
			共通算定モジュール稼働※	
	国保総合システム改修	国保総合システム順次改修予定		
予防接種デジタル化への対応			請求支払業務開始	
母子保健デジタル化への対応				請求支払業務開始

※ 共通算定モジュールとは、各ベンダーが共通で使用できることを目指した診療報酬算定・患者の窓口負担金計算を行うための電子計算プログラムのこと。

(2) 介護情報基盤整備に対する対応

【介護保険課】

- ・ 介護情報基盤の整備について、基盤の整備や介護情報の共有・活用を促進する事業が保険者である市町村が実施主体となる「地域支援事業」として位置づけられ、国保連合会に委託できることとされたことから、基盤整備の状況及び国の動向等を注視しながら、令和8年度からの運用開始に向け、準備を進める。
- ・ 国保中央会に設置されているワーキンググループにおける議論等を踏まえ、国保連合会ができる保険者支援について検討する。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
介護情報基盤への対応	調達	設計開発	運用開始	

5 効果的で安定した組織基盤の確立・強化

(1) 効果的な組織体制の構築（人材育成、業務のデジタル化等による経費節減）

【総務課】

- 医療・介護DXの推進により、国保連合会に求められる役割や事業が増えることが予測されるため、業務の変化に組織全体で対応し、これまで以上に効率的・効果的な事業運営を行っていくことが求められている。そのため、基幹業務である審査支払業務や保健事業、第三者求償事務等に対する十分な知識を有した上で、デジタル技術を活用できる能力を兼ね備えた人材を育成する。

具体的には、人事評価制度、自己啓発制度等を活用した人材マネジメント、及び既存業務やICTに関する職員研修を強化することで、多様な保険者ニーズに対応できる人材の育成及び組織力強化を図る。

- デジタル技術の活用による業務効率化やペーパーレス化による生産性の向上、事務コストの節減を図るため、本会デジタル化検討会で協議し、電子決裁文書の対象拡大及び文書管理システムを導入する。
- 「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく（一体型）行動計画」の目標として「管理職等の育成」を掲げている。女性が活躍できる環境の整備として、女性管理職等の比率向上のための取組を進める。

(2) 安定的な財政運営及び適切な会計管理

【総務課・財務課】

- 保険者等に求める負担金や各種手数料は、保険料（税）や公費（税金）が財源となっていることを強く認識し、職員個々がコスト意識を持ち効率的な業務運営を行う。
- 「審査支払機能に関する改革工程表」の確実な実現のための開発経費に係る国庫補助獲得のための要請活動を保険者及び地方6団体等関係者の協力を得ながら実施する。
- 法人税法施行令の一部改正（令和6年度税制改正）に基づく適正な会計管理により、計画的な資産の管理を行うことで手数料平準化（手数料の年度間増減の最小化）を図る。
- 特にシステム機器等の導入・更改等に関する経費は高額化し増大していることから、これらの保守・運用経費については、引き続きシステムコンサルタントを活用し、本会システム調達運用支援業務検討会を中心とした取組を進め、コストの縮減を図った上で、次期システム更改等費用を積立資産として積み立てる。
- 厚生労働省通知に基づき厚生労働大臣から証明を受けた積立計画による資産の管理・運用と税務処理及び適正な会計管理を実施する。

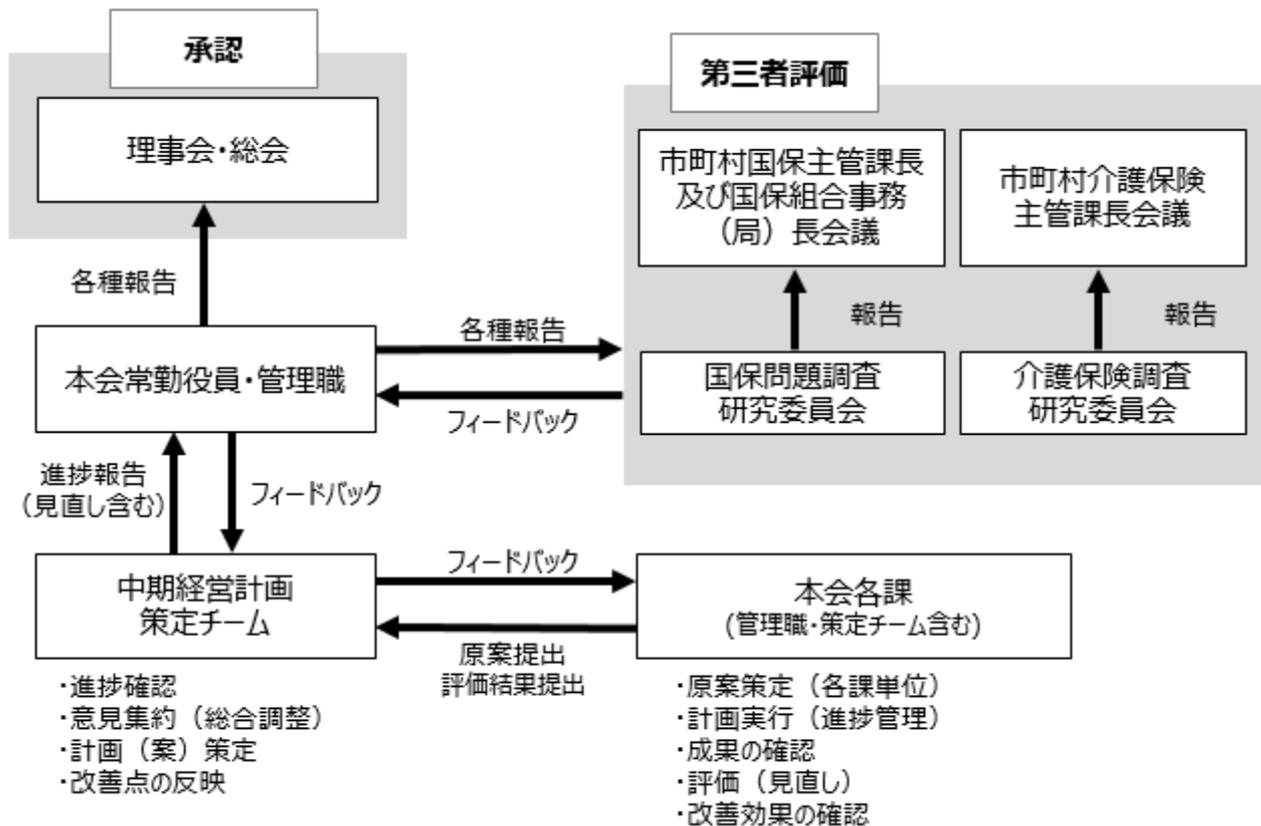
第5章 中期経営計画の推進体制

1 組織的な計画の進捗管理及び評価の実施

本計画に掲げられた施策を着実に実行するため、中期経営計画策定チーム（本会各課代表）が、責任を持って計画の進捗状況の確認と事後評価等を行うとともに、各課横断的な施策については、複数課を調整して整合的かつ効果的な実施を確保する。また、定期的に本会課長会議に進捗等報告することとし、職員、組織が一体となって本計画を推進していく。

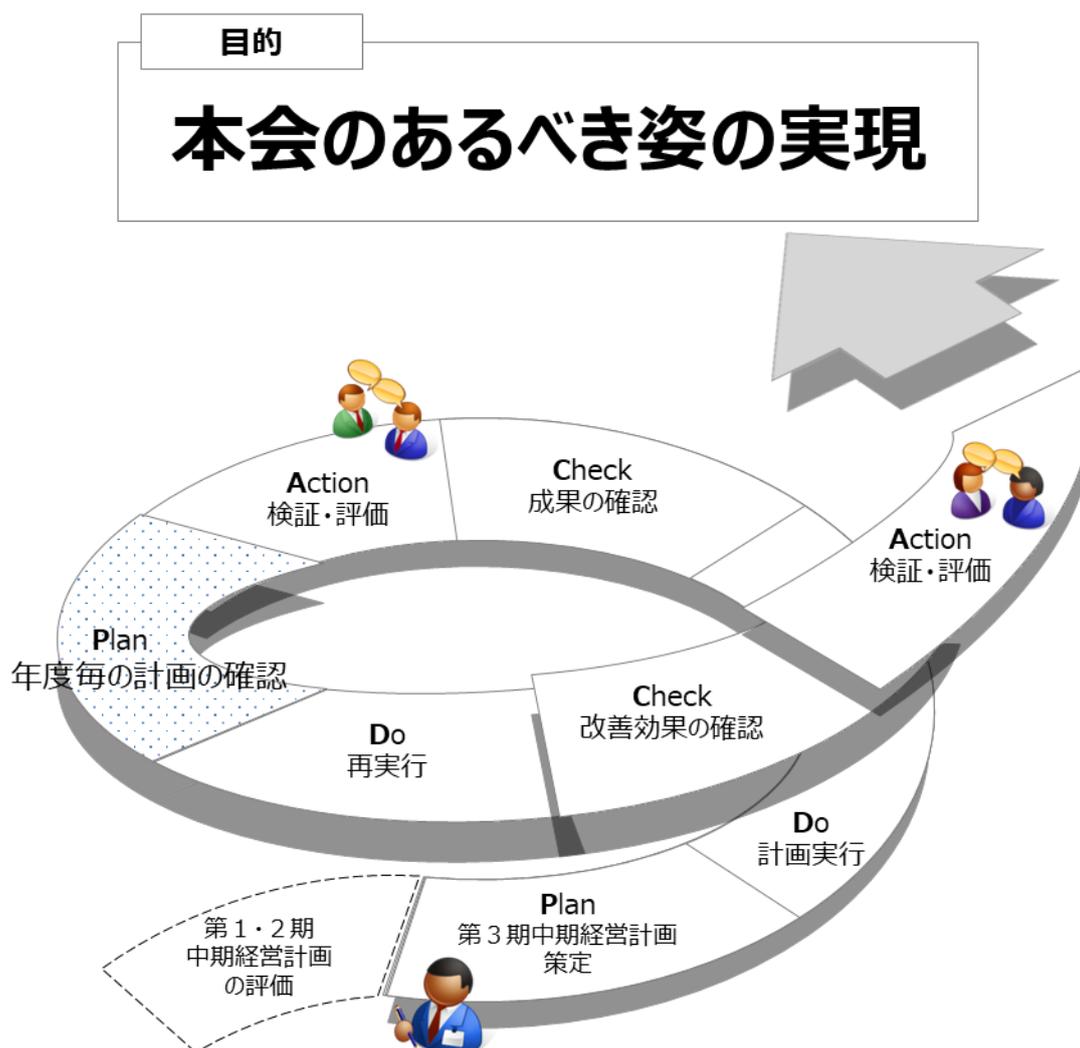
なお、進捗については、第三者で構成される「国保問題調査研究委員会」、「介護保険調査研究委員会」並びに「市町村国保主管課長及び国保組合事務（局）長会議」、「市町村介護保険主管課長会議」において評価し、理事会・総会に報告する。

【推進体制（イメージ）】



2 PDCA サイクルによる改善

本計画の実行に関する改善イメージを以下に示す。



第3期中期経営計画

令和7年2月

宮城県国民健康保険団体連合会

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3
TEL 022-222-7070 FAX 022-222-7031